資料6-2

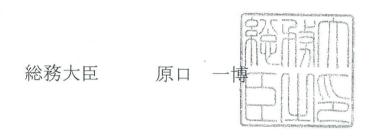
信書便約款の設定及び変更の認可について

(諮問第1028号)



諮問第1028号 平成21年11月13日

情報通信行政·郵政行政審議会 会長 高橋 温 殿



諮問書

民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号) 第33条において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、別添の とおり、下村速配有限会社(代表取締役 下村 明)ほか17者から信 書便約款の設定の認可申請が、株式会社カトウ(代表取締役 加藤 正 之)ほか1者から信書便約款の変更の認可申請があった。その概要は別 紙1のとおりである。

これらについて審査した結果は、別添の審査結果(概要は別紙2-1、別紙2-2)のとおりであり、いずれも同条第2項各号の規定に適合していると認められる。よって、同条第1項の規定に基づき認可することとしたい。

上記について、同法第37条第2号の規定に基づき諮問する。

信書便約款の設定の認可申請の概要

I 信書便約款の設定の認可申請

いずれの申請においても、次の事項が規定されている。

- 1 役所の名称及び内容
- 2 引受けの条件
 - (1) 信書便物として差し出すことができない物として差出禁制品
 - (2) 大きさ及び重量の制限
 - (3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、申請者が差出人に必要な包装を要求又は差出人の負担により包装
 - (4) あて名は、送り状を外装に張り付け又は信書便物の表面に記載
 - (5) 引受場所は、営業所、あらかじめ差出人との間で定めた場所
 - (6) 引受時の申告・開示請求及びその拒絶時の引受拒絶、取扱中の開示請求及び開披
- 3 配達の条件

誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取人たるべき者に配達

- 4 転送及び還付の条件
 - (1) 転送については、届出から1年以内に限り速やかに転送(転送範囲は提供区域内)等
 - (2) 還付する場合として、①配達ができない場合で、差出人から還付の指図を受けた場合、② 約款の規定に違反して差し出された信書便物である場合、③送達中に差出人から還付の指図 を受けた場合又は事故の際の措置として行う場合等
- 5 送達日数
 - (1) 1号役務及び3号役務:送り状に記載の配達予定日、又は、配達予定日の記載がない場合には最初の170kmは2日、以後170kmごとに+1日(離島等の場合は相当の日数を経過した日)等
 - (2) 2号役務:差出時から3時間以内
- 6 料金の収受及び払戻しの方法
 - (1) 収受の方法は、引受時又は配達時(受取人払い)等
 - (2) 払戻しの方法は、差出人への持参等
- 7 送達責任の始期及び終期

始期は、差し出されたとき。終期は、受取人への引渡し(同居人、管理者等への引渡しを含む。)又は郵便受箱への投函等

- 8 損害賠償の条件
 - (1) 自己/使用者の無過失を証明しない限り、損害賠償責任を負担
 - (2) 天災等による損害、差し出すことができない物に発生した損害等一定の場合には免責
 - (3) 送り状に記載の責任限度額等を上限としてき損の程度等に応じた額を支払い。ただし、故意/重過失により生じた場合には一切の損害を賠償
 - (4) 損害に関する責任の時効(その損害を知っていたときを除く。) 受取後1年(き損については、受取後14日以内に通知が必要)
- 9 他の信書便事業者と協定等をして信書便物を送達する場合、送達上の責任は、自らが負担

10 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

Ⅱ 信書便約款の変更の認可申請

(注)網掛部分が今回変更するもの

| | | 申請者 | (株)カトウ (平成 17 年 10 月 21 日許可) | 赤帽熊本県軽自動車 運送協同組合 (平成 17 年 10 月 21 日許可) |
|---|--|---|--|--|
| 1 | 役務の名称及び内容 | 1 | 〇(1号役務、3号役務 を追加) | 〇(1号役務を変更) |
| 2 | 引受けの条件 | | | |
| | (1) 信書便物として して差出禁制。 | 差し出すことができない物と 品 | 0 | 0 |
| | (2) 大きさ及び重量(| の制限 | 〇(1号及び3号役務に 係る大きさ等の制限 を追加、2号役務に 係る大きさ等の制限 を修正) | 〇(1号、2号及び3号 に係る大きさ等の制 限を修正) |
| | (3) 送達に適するよう包装し、不適当な場合には、 申請者が差出人に必要な包装を要求又は差出人 の負担により包装 | | 0 | 0 |
| | (4) あて名は、送りれる の表面に記載 | 犬を外装に張付け又は信書便物 | 0 | 0 |
| | (5) 引受けの場所 | • 営業所等 | 0 | 0 |
| | | ・差出人指定の場所 | Ο | Ο |
| | | ・あらかじめ差出人との間で 定めた場所 | 0 | 0 |
| | (6) 引受時の申告・ 拒絶、取扱中の開 | 開示請求及びその拒絶時の引受 示請求及び開披 | 0 | 0 |
| 3 | | の通知受理時に速やかに当該 | | |
| | | 、受取人たるべき者に配達等) | 0 | 0 |
| 4 | 転送及び還付の条件 | <u> </u> | | |
| Ī | 転送は届出から一年 | 以内に限り速やかに転送(転送 | 0 | 0 |
| | 範囲は提供区域内) | | 0 | 0 |
| | 出人から還付の指図 違反して差し出され | 、①配達ができない場合で、差を受けた場合、②約款の規定にた信書便物である場合、③送達の指図を受けた場合又は事故う場合等 | 0 | 0 |
| 5 | 送達日数 | | | |
| | ②配達予定日の記載 日、以後 170km ご の日数を経過した | | 〇(1号及び3号役務に 係る送達日数を追加) | 〇(1号及び3号役務に 係る送達日数(配達予 定日の記載がない場 合)を追加) |
| 6 | 料金の収受及び払戻 | | | |
| | (1) 収受の方法 | • 引受時 | 0 | 0 |
| | | ・配達時(受取人払) | 0 | 0 |
| | | • 後払 | O | O |
| | | ・前金払又は概算払 | | <u>O</u> |
| | | ・クレジットカード払 い | _ | _ |
| j | (2) 払戻しの方法 | 差出人への持参等 | 0 | 0 |
| 7 | 送達責任の始期及び | 終期 | | |

| | (1)始期 | ・差し出されたとき | 0 | 0 |
|---|------------------|---|-------------------------------------|----|
| | (2) 終期 | ・受取人への引渡し(同居人、管理者 等を含む) | 0 | 0 |
| | | ・郵便受箱等への投函 | O | O |
| 8 | 損害賠償の乳 | 条件 | | |
| | ・自己/使用 償責任を負担 | 者の無過失を証明しない限り、損害賠 | 0 | 0 |
| | | る損害、差し出すことができない物に 害等一定の場合には免責 | 0 | 0 |
| | を支払い。 | を上限としてき損の程度等に応じた額 ただし、故意/重過失により生じた場]の損害を賠償 | 〇(1 号及び3号役務に 係る遅延による損害 賠償を追加) | 0 |
| | ときを除く) | る責任の時効(その損害を知っていた (き損については、受取後14日以内 | 0 | 0 |
| 9 | 特定の者に対 | 対し不当な差別的取扱いをする規定 | なし | なし |

信書便約款の設定の認可申請の審査結果の概要

信書便約款の設定の認可申請のあった18者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「法」という。)第33条において準用する法第17条第2項各号の基準に適合していると認められる。

1 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の 役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事 項が適正かつ明確に定められていること。(法第33条において準用する法第17 条第2項第1号)

| 条件等 | 審査概要(いずれの申請も同じ) | 適否 |
|----------------------------------|-------------------------------|----|
| | 差し出すことができないもの、大きさ・重量、包装の方法、あ | |
| 引受け | て名の記載方法、引受けの場所が適正かつ明確に規定されてお | 適 |
| | り、かつ、引受時の申告・開示請求等の措置が規定されている。 | |
| 配達 | 誤配達の通知受理時に速やかに当該信書便物を引き取り、受取 | 適 |
| 田建 | 人たるべき者に配達することが規定されている。 | |
| | 届出から1年以内に限り転送(いずれも転送範囲は提供区域 | 適 |
| 転送・還付 | 内)することなど転送及び還付の条件が明確に規定されており、 | |
| 粒达·鬼的 | かつ、当該条件に該当する場合は速やかに転送及び還付を行うこ | |
| | とが規定されている。 | |
| ` 关 ' 去 口 */ ₅ | 送り状に記載した配達予定日に配達するなどと規定されてお | 適 |
| 送達日数 | り、送達日数が明確に規定されている。 | |
| 业人山豆 | 引受時、配達時等における料金の収受など料金の収受、払戻の | 適 |
| 料金収受 | 方法が明確に定められ、かつ、利用者の利便に配慮している。 | |
| 送達責任 | 送達責任の始期及び終期が明確に定められている。 | 適 |
| 45 中 15 <i> </i> | 損害賠償の条件が明確に定められており、消費者契約法第8条 | 適 |
| 損害賠償 | 及び第9条に抵触しない。 | |
| | 協定等をした場合の送達責任は、自らが負担すると規定されて | |
| その他 | おり、当該協定等に係る役務の責任に関する事項が明確に定めら | 適 |
| | れている。 | |

2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(法第33条において準用する法第17条第2項第2号)

| 条件等 | 審査概要(いずれの申請も同じ) | 適否 |
|-------|-----------------------------|----|
| 差別的取扱 | 特定の者に対し不当な差別的取扱をする規定はみられない。 | 適 |

信書便約款の変更の認可申請の審査結果の概要

信書便約款の変更の認可申請のあった2者について、審査した結果の概要は、以下のとおりであり、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号。以下「法」という。)第33条において準用する法第17条第2項各号の基準に適合していると認められる。

1 信書便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項、信書便の 役務に関する料金の収受に関する事項その他特定信書便事業者の責任に関する事 項が適正かつ明確に定められていること。(法第33条において準用する法第17 条第2項第1号)

| 条件等 | 審査概要(いずれの申請も同じ) | 適否 | |
|--|------------------------------|----------|--|
| 引受け | 追加等された引受けの条件(大きさ及び重量の制限)が適正か | 適 | |
| ١٧١٦ | つ明確に規定されている。 | | |
| 配達 | 従前と同様であり変更はない。 | _ | |
| 転送・還付 | 従前と同様であり変更はない。 | _ | |
| 送達日数 | 送達距離、追加された役務の種類等に応じた送達日数が明確に | 適 | |
| 还连口奴 | 規定されている。 | <u> </u> | |
| 料金収受 | 追加された役務についての払戻しの方法が明確に規定されて | 適 | |
| ************************************** | いる。 (変更する事業者1者) | <u> </u> | |
| 送達責任 | 従前と同様であり変更はない。 | _ | |
| 損害賠償 | 追加された役務についての遅延賠償が明確に規定されている。 | 適 | |
| 供古知识 | (変更する事業者1者) | 旭 | |
| その他 | 従前と同様であり変更はない。 | _ | |

2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(法第33条において準用する法第17条第2項第2号)

| 条件等 | 審査概要(いずれの申請も同じ) | 適否 |
|----------------|-----------------------------|------------|
| 差別的取扱 | 特定の者に対し不当な提供条件を設ける等の差別的取扱いを | 適 |
| <i>在</i> 加时400 | 定めた規定はない。 | <u>191</u> |